

松浦市木材利用促進基本方針

平成26年 1月 1日

一部改正 令和 4年 9月30日

第1 趣旨

この基本方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき定められた長崎県建築物等木材利用促進方針に即して、法第12条第1項の規定に基づき、建築物等における木材利用促進の意義と効果、建築物等における木材利用の目標、木材の利用を推進すべき建築物等、木材の利用促進に向けた取り組み、その他木材の利用を推進する上で必要な事項を定める。

第2 建築物等における木材利用の促進の意義と効果

森林は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、市民の生活において重要な役割を担っており、森林の適正な整備及び保全を図ることにより、これら森林の有する機能を持続的に発揮させていくことが重要である。

松浦市が、公共建築物等において率先して木材を利用し、需要を拡大することは、森林の保全と木材の利用の両立を推進するとともに、その効果に関する市民の理解を深めることとなり、脱炭素社会の実現にも資するものである。

1 木材利用そのものの効果

県や市による率先した木材の利用により、その取り組み状況や効果等の積極的な情報発信により、市民に対して木とふれあい、木の良さを実感する機会、木材の特性、木材利用がもたらす効果を幅広く提供することができる。

また、木材の利用を進めることで、木材の需要を創出する直接的な効果はもとより、住宅等の一般建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料としての木材利用の拡大といった波及効果も期待できる。

2 森林の整備、地域経済・雇用の面での効果

木材の需要を拡大することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や地域経済の活性化と雇用の創出を図ることができる。

第3 木材の利用を推進すべき建築物等

木材の利用を推進すべき具体的な建築物等は、以下のような公共建築物等とし、長崎県の方針に即して可能な限り、長崎県産木材の利用に努める。

- (1) 松浦市が整備する公共の用又は公用に供する建築物
- (2) 松浦市以外の者が、整備する(1)に準ずる建築物
- (3) (1)(2)の建築物において使用する机・椅子等の備品、消耗品等
- (4) その他、公共の用に供する工作物等

第4 建築物における木材利用の目標

次に掲げる目標に沿って木材の利用促進を図るものとする。

- (1) 松浦市が整備する建築物の新築・増築又は改築を行う場合、積極的に木造化に努めることとし、木造化が困難な場合においては、内外装等において積極的に木質化に努める。
- (2) その他、松浦市が調達する物品については、木製品が環境にやさしい自然素材であることから、木材を使った物品を積極的に利用するよう努める。
- (3) 木材の利用に対する市民の理解を深めるとともに、経済波及効果を高めるため、民間事業者が整備する公共建築物に準ずる施設、住宅、店舗、事務所等の施設においても、木材の積極的な利用を促す。

第5 木材の利用促進に向けた取り組み

1 松浦市の取り組み

松浦市は建築物等における木材の利用に努めるとともに、民間団体その他の関係者の協力も得つつ、木材の利用の促進に関する施策の効果的な推進に努める。

- (1) 木材の供給体制の整備
- (2) 木材の利用の具体的な事例や建築コスト、木材の調達方法等に関する情報の収集・提供など
- (3) 木材の特性やその利用の促進の意義についての市民理解の醸成
- (4) 建築物における木質バイオマスを燃料とするボイラー等の導入を推進するとともに、解体材についても環境問題を考慮し木質バイオマス化を図るものとする。
- (5) 木育を通じ、木を身近に感じる環境の推進を図る。

2 関係者の適切な役割分担と関係者相互の連携した取り組み

建築物を整備しようとする民間事業者、建築士、建設業者、林業事業者、木材加工業者その他の関係者は、本方針を踏まえ、松浦市が実施する施策に協力するとともに、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 建築物等における木材の利用の意義等についての理解を深めるとともに、積極的に木材を利用するように努める(建築物を整備しようとする民間事業者、建築士、建設業者)。
- (2) 松浦市や建築物を整備しようとする民間事業者のニーズを的確に把握するとともに

に、そのニーズに対応した木材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報を提供するなど、木材の具体的な利用方法の提案等に努める（林業事業体、木材加工業者その他の関係者）。

(3) 木材の安定的な供給体制の構築及び品質の向上に努める（林業事業体、木材加工業者その他の関係者）。

第6 その他木材の利用を推進する上で必要な事項

1 木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

建築物等における木材の利用の促進に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再造林を確保するなど木材供給及び利用と森林の適正な整備の両立に努める。

2 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

松浦市は、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度の活用により、建築物における木材利用の取組みが進展するよう、建築主となる事業者等に対して同制度の積極的な周知に努めるものとする。

また、市が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページで公表し、協定に定められた取組みを促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組内容について情報発信するものとする。

3 市民への意識醸成のための普及啓発の取組み

建築物における木材の利用を広く、効果的に促進するためには市民に対しての普及啓発が不可欠であることから、市は建築物等における木材の利用の促進の意義について、特に法第9条に定められる木材利用促進の日（毎年10月8日）及び木材利用促進月間（毎年10月）においては、重点的に普及啓発に取り組むものとする。

附 則

この基本方針は、平成26年1月1日から施行する。

この基本方針は、令和4年9月30日から施行する。